

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 1 3 号	平 成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 受 理
件 名	人間らしい生活の保障を求める陳情
陳 情 者	川崎市川崎区日進町34-30 神奈川県生活と健康を守る会連合会 会長 市木 眞二
陳 情 の 要 旨	
<p>国は、平成25年8月から平成27年度までの3年間で、冬季加算、期末一時扶助費といった、生活扶助基準額を平均6.5%引き下げ、最大の引き下げ幅は10%でありました。生活保護受給者は、非常に厳しい生活に追い込まれていますが、子供のいる世帯への引き下げ幅は大きく、その影響は深刻なものになっています。</p> <p>「食費しか切り詰めるものはない。」と1日3食を2食に減らしたり、入浴回数を減らし、洗濯機を使わず手洗いで行うという話も聞こえてきます。特に、近年の異常気象により、夏の暑さ、冬の寒さは我慢しがたいものがあります。熱中症になり命にかかわる事態も起こっていますが、エアコンは電気代が高くつくので使えない、使っても短時間で我慢するというのが生活保護受給者の共通した声です。</p> <p>また、人との付き合いはお金がかかることから、極端に制限され、社会の情報からも取り残されがちです。今では誰もが所有しているテレビも一時扶助の対象になっておらず、制度が現状に照らして非常に遅れた状態のままになっています。</p> <p>生活保護受給者の方々が「私たちには、日本国憲法第25条は関係ないのか、同じ国民なのに。」と訴えています。国は、人間として最低限度の生活を国民すべてに保障すべきです。</p> <p>ところが、厚生労働省は、母子加算の見直しや13項目にわたる扶助、加算、新たに入院患者日用品費、障害者加算の見直しを始めています。生活扶助基準額引き下げで一番影響を受けている子供のいる世帯への影響の検討もなく、削減ありきで、最底辺の弱者に大なたを振るおうとしています。</p> <p>生活保護費の引き下げは、生活保護受給者だけの問題に止まらず、さまざま</p>	

な制度に関わっていることから国民の生活水準を下げることにつながります。

以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情します。

陳情事項

- 1 テレビの設置費用については、一時扶助の項目に入れること。
- 2 生活保護受給者援護のため、夏季加算、年末の福祉手当を国の制度として創設すること。
- 3 母子加算をはじめとする加算、扶助費等の見直しをやめ、生活扶助基準額を削減前に戻すこと。